

日本・中国における知的財産分野でのタイムスタンプによる証拠に関する判例とその活用について



会員 粕川 敏夫

要 約

オープン・クローズ戦略に伴い、営業秘密や先使用权（特許法第 79 条、意匠法第 29 条）の確保も注目されている。一方で、業務のデジタル化・IT 化が進むにつれて、これらを証明するための情報も電子データとして存在している場合が多い。この電子データが存在していた日時とその内容を証明するため電子タイムスタンプが広く活用されている。このような状況を受けて、日本国内では 2017 年 3 月末から独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）により、タイムスタンプ保管サービスが開始され、その普及が進んでいる。一方で、中国においては、知的財産関連の訴訟において、タイムスタンプに関する判例が多く出されており、その証拠取得の過程も含めて証拠を取得する必要があるなど、タイムスタンプの活用方法についても確立しつつある状況である。

本稿では、タイムスタンプに関する日本及び中国における最近の判例を取上げ、日本だけでなく中国におけるタイムスタンプの証拠としての証明力とその証拠として利用する場合の留意点について解説する。

目次

1. はじめに
2. タイムスタンプの技術的概要
3. タイムスタンプの方式
4. タイムスタンプと対象データの「ひも付け」
5. 日本におけるタイムスタンプの証拠性
6. タイムスタンプによる立証活動と INPIT タイムスタンプ保管サービス
7. Web ページの特定に関するタイムスタンプの活用
8. 考察

1. はじめに

現在、技術情報の高度化・グローバル化に伴って、技術情報を特許出願せずに秘匿化することも重要な選択肢となっている。営業秘密や先使用权（特許法第 79 条、意匠法第 29 条）の確保では、社内の技術情報の存在を証明するため、技術情報が記載された電子データが存在していた日時とその内容を証明する必要がある。そのための技術として電子データの存在した日時と、その内容を証明する電子タイムスタンプ（以下、単に「タイムスタンプ」という。）の知的財産分野での活用が注目されている。

このタイムスタンプは、ハッシュという技術に基づいて、民間企業が発行するものであり、技術的な裏づ

けによって電子データの存在を証明する証明力を有している。

このようなタイムスタンプの普及につれて、一層その信頼性や安定性を確保するため、2017 年 3 月末から独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下、単に「INPIT」という。）により、タイムスタンプ保管サービスが開始され、普及が進んでいる。

一方、中国でも知的財産分野においてタイムスタンプが広く普及している。タイムスタンプに関しては、商標や著作権の分野で近年多く判例が出ている。

本論では、知的財産の分野において、タイムスタンプに関する日本及び中国における最近の判例を取上げ、日本だけでなく中国におけるタイムスタンプの証拠としての証明力とその証拠として利用する場合の留意点について検討する。

2. タイムスタンプの技術的概要

（2-1）概要

タイムスタンプは、電子データが存在した日時を証明できるとともに（日時証明）、その電子データが改ざんされていないことが証明できる（原本証明）という特徴がある。

タイムスタンプを取得するまでの流れとしては、概

ね以下の通りである。

①タイムスタンプの取得要求

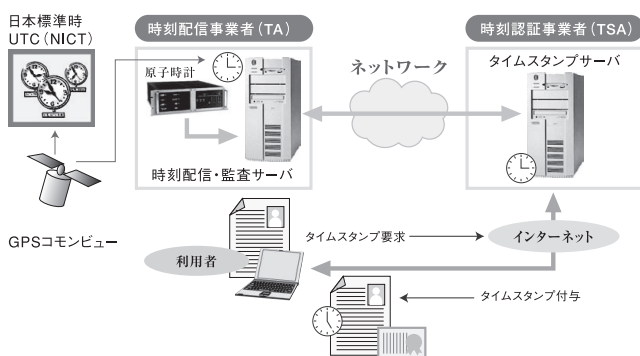
利用者が、タイムスタンプを付与したい電子データのハッシュ値を時刻認証局に送信し、タイムスタンプを要求する。

②タイムスタンプ発行

時刻認証局は、ハッシュ値に時刻配信局から受信した時刻情報を付与した「タイムスタンプトークン」を利用者に発行する。

③タイムスタンプ検証

タイムスタンプ取得時に生成されたハッシュ値と、検証対象の電子データから新たに生成したタイムスタンプトークン内のハッシュ値とを比較して、これが一致していることを確認することで、時刻情報を付与されてから、そのデータが改ざんされていないかを検証できる。



(出典 一般社団法人 日本データ通信協会より)

日時証明については、タイムスタンプ発行元である時刻認証局 (TSA) が発行した日本標準時に基づいた「時刻情報」が含まれていることに基づいている。

また、その原本証明については「ハッシュ」というアルゴリズムに基づいて証明がされる。

(2-2) タイムスタンプとハッシュ値

このハッシュに基づく原本証明は、ハッシュアルゴリズムに基づいて生成される「ハッシュ値」を利用して証明される。具体的には、電子データ A を証明する場合、このデータのある特定のハッシュアルゴリズムを利用して「ハッシュ値」という値を生成する。この「ハッシュ値」は、例えば、512bit 程度のユニークな文字数値から構成された値である。

電子データ A の内容が全く同じであれば、何回ハッシュ値を生成しても必ず同じ値となる。これにより、元の電子データ A の内容が改変されていないこ

とが確認できる。

一方、電子データ A の内容が改変された場合 (電子データ A') には、この電子データ A' から生成されるハッシュ値は、電子データ A から生成されたハッシュ値とは異なる値となる。そのため、改ざん前に生成しておいたハッシュ値と、検証時に生成したハッシュ値が一致しなくなり、電子データ A の内容が改ざんされたことが分かるという仕組みである。

ここで、ハッシュ値による検証では、電子データ A のどの部分が改変されたのかまでは分からないが、電子データ A 内のいずれかの部分が改変されたことを検出できる仕組みとなっている。

また、ハッシュの性質としては、一方向性関数であり、不可逆性を有している。

例えば、電子データ A から生成されたハッシュ値 a から、元の電子データ A を復元できないということである。つまり、ハッシュ値 a は元の電子データ A を復元できるだけの情報量を持っていないのである。この点で、一般の暗号・復号ができる暗号処理とは異なっている。

3. タイムスタンプの方式

タイムスタンプにはその方式により、デジタル署名を用いた方式 (PKI 方式) と、アーカイビング方式、リンキング方式、の 3 種類がある。

(3-1) デジタル署名を用いた方式 (PKI 方式)

タイムスタンプを押す対象ファイルのハッシュ値に受付時刻を付与し、これに TSA のデジタル署名をつけたタイムスタンプトークン (TST) を作成し、ユーザに返送する方式である。この方式は、PKI (公開鍵基盤) を必須とするため PKI 方式といわれている。発行された TST と TSA デジタル署名に使用する鍵の公開鍵証明書を用いるだけで、TSA を必要とせずに TST の検証ができるという特長がある。この方式は、IETF の RFC3161 および ISO/IEC18014-2 で標準化されている。

PKI 方式では、タイムスタンプ発行元である TSA を証明するための TSA 証明書が必要となる。この TSA 証明書には有効期間があるため、有効期間が経過する前に再度タイムスタンプを押し直すことにより、タイムスタンプ有効期間を延長することができる。

(3-2) アーカイブ方式

TSA が、TST の中にメッセージダイジェストと時刻情報を結合するための参照情報を持つ TST をユーザに返送する方式である。TSA は、タイムスタンプが正しいことを検証するための十分な情報を保管（アーカイブ）する。この方式は、不正を検出する外部エビデンスがないため、TSA が完全に信頼されていることを前提としている。また、タイムスタンプの検証には TSA が必ず必要である。この方式は、ISO/IEC18014-2 で標準化されている

(3-3) リンクトークン方式

この方式は、TSA が複数の利用者のメッセージダイジェストを相互に関連付けるリンク情報を生成し、各 TST がそれまでに発行された全ての TST に依存する（リンクする）ように生成するものである。TSA は、リンク情報を定期的に新聞等に公開し、システム全体の安全性を確保する。この方式は、PKI を必要としないが、リンク情報を保管するための追加的なデータベースが必要になる。また、タイムスタンプの検証には TSA が必ず必要である。この方式は、ISO/IEC18014-3 で標準化されている。

4. タイムスタンプと対象データの「ひも付け」

(4-1) 個々の対象ファイルとタイムスタンプデータとのひも付け

通常タイムスタンプを取得した場合には、証明の対象となる対象データ、タイムスタンプトークン、証明書ファイル（サービス事業者によって異なるが、必要に応じて発行される）などのデータがそれぞれ別データとして存在する。

そのため、タイムスタンプを立証活動において有効に活用するためには、これらのデータを何らかの形で紐付けておく必要がある。

従来は、これらのデータを所定のデータベースにデータベース化して管理することで紐付けが行われていた。

しかし、このような方式でデータを紐付けしたのでは、タイムスタンプ自体の信頼性が、全てこのデータベース及びそのサーバの信頼性に依存してしまうことになる。つまり、データベースやサーバが故障したり、このサーバを管理する管理事業者が倒産等したりすることにより、紐付けるためのデータが失われ、証明が不可能となるケースが考えられる。

そのため、現在広く利用されているのが、PDF ファイル形式を利用した方式である。

これは、PDF ファイルの中に対象データ、証明書ファイルを格納（添付）した状態で、タイムスタンプを押すことで、これらのデータを一体に紐付けする方式である。

また、この PDF ファイルの本文中にタイムスタンプを押した元ファイルのファイル名などのファイルを特定する情報を記入することで、より明確にこれらのデータを紐付けできる方式である。特許庁のガイドラインにも「対象が PDF ファイルの場合は、その PDF ファイルの中にタイムスタンプを埋め込む方式が標準規格 (PAdES) になっています。この方式で管理する場合には、既述のとおり対象データとタイムスタンプのひも付けをする必要がなく、その機能は多くの市販の PDF 関連ソフトウェアに標準搭載されています。」と記載されており、下図のような方式が一般化してきているといえる。(※1)



これにより、安全かつ簡単にタイムスタンプが押されたファイルを管理・保存することができ、立証活動も容易となる。

また、このようにタイムスタンプを押す場合は、テキストデータに限らず映像などのデータもそのままのファイル形式で添付することができる。そのため、従来、事実実験公正証書により証明していた製造方法に関するノウハウ（発明）や、ソフトウェア関連発明、特にビジネスモデル分野の発明などの証明も容易になる。

(4-2) タイムスタンプされたデータ同士の時系列のひも付け

同一の技術や製品に関する資料は、時系列に応じて発生する。そのため発生した順番に従って、対象ファイルをひも付けしてその時系列に管理する必要がある。

る。

特許庁の先使用权ガイドライン^(※1) p43～p44 には、「以下のようなイメージの時系列リストを、定期的に、又は本章〔2〕1. に示した各契機で作成し、その都度、技術や製品に関する資料をまとめ、紙資料の場合はその都度公証人役場で確定日付を取得し、又は電子データの場合はタイムスタンプを付与することで、時系列で一連の資料をひも付けることができます。」とあり、時系列のひも付けの例が示されており、先使用权の証明においては、この時系列でタイムスタンプを押した対象データを管理することが重要である。

・時系列リストの一例

○〇に関連する資料一式

作成日：2015/11/19
作成者：△△
更新1：2015/12/3
作成者：△△
更新2：2015/12/13
作成者：△△

本資料に添付する以下の資料リストに掲載する資料は、○〇に関連する一連の資料である。

(資料リスト)

No.	資料作成日	事実	作成者	資料名 (資料番号)
1	2015/11/18	企画会議にて、企画承認を得た。	A	企画資料 (資料1)
2	2015/12/1	試作図面の承認	B	試作図面 (資料2)
3	2015/12/2	試作品の発注	C	見積書 (資料3) 発注書 (資料4)
4	2015/12/17	試作品の納入	C	納入書 (資料5)

以下余白

44
2015/12/18

頁に余白が生じた場合は、斜線を引き、署名・日付を記載

5. 日本におけるタイムスタンプの証拠性

民事訴訟においては、当事者間に争いのない事実及び裁判所に顕著な事実については、そのまま判決の基礎とすることができ、証拠によって立証する必要がない(弁論主義、民事訴訟法 179 条)。したがって、証拠によって立証する必要があるのは、当事者間に争いのある事実に限られる。そして、裁判所は、証拠資料及び弁論の全趣旨に基づいて、自由な心証により、争点についての事実認定を行うため(自由心証主義、民事訴訟法 247 条)、民事訴訟においては、提出される証拠の証拠能力には原則として制限がない。そのため、タイムスタンプが押されている、押されていないにも拘わらず特許等の侵害訴訟等では、電子データを証拠として利用できる。

また裁判所に提出する証拠は、原則として書証として提出する必要があるが、民事訴訟法 231 条により準文書として電子データを所定の媒体に記録して提出することができる。

そのため、特許侵害訴訟においても、先使用权の証明のために、タイムスタンプが押されているか、押されていないかに関わらず、電子データを提出すること

ができる。

タイムスタンプを活用した立証活動としては、「現在の裁判所における実務慣行に従えば、このプリントアウトした文書が原本であり、その写しを裁判所に提出すると共に、標目、作成者(プリントアウトした者)及び立証趣旨等のほか、電子データ自体に作成者を明らかにした証拠説明書を提出することになります。」^(※3)

このようにタイムスタンプを押したデータは、それをプリントアウトした文書が原本として証拠として取り扱われる。

6. タイムスタンプによる立証活動と INPIT タイムスタンプ保管サービス

現在のタイムスタンプ発行事業者は、一般財団法人データ通信協会の「タイムビジネス信頼・安心認定制度」により認定を受けた事業者のタイムスタンプが利用されている。

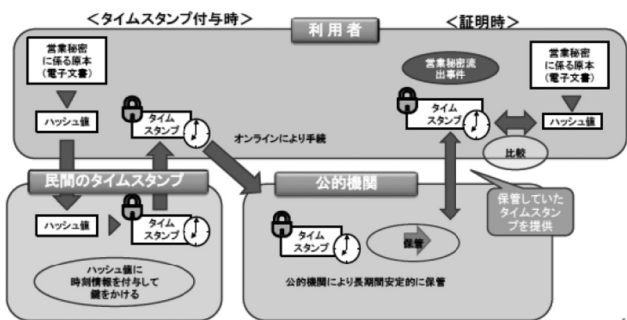
しかし、これらのタイムスタンプ発行元はいずれも私企業であって、その継続性や証明の信頼性に一定の限界がある。つまりこれらの事業者が倒産等した場合などにその継続性がどこまで担保できるかが大きな問題であった。

この点、日本では、前述のようにタイムスタンプは民間のサービスであったが、平成 28 年度末から独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)が、民間タイムスタンプ事業者が発行したタイムスタンプのタイムスタンプトークンを保管するサービスを開始している。このサービスでは、INPIT が証明したい対象ファイル自体を保管するのではなく、民間事業者が発行したタイムスタンプの「タイムスタンプトークン」を預かっている。INPIT は、このサービスにより、民間事業者が発行したタイムスタンプについて「公的な証明」として預かり証明書を発行する仕組みとなっている。これにより、タイムスタンプトークンを公的な機関が所定の期間保存することで、これまでの単なる民間企業でのタイムスタンプの発行より安定性、信頼性が高まったといえる。

INPIT のタイムスタンプ保管サービスを利用した実際の立証活動については、「ここで、相手方が当該データの存在日時及び改ざんの不存在を争う場合には、タイムスタンプを利用した立証活動が必要です。TS 保管サービスを利用している場合には、まず、書

証(紙媒体へプリントアウト)の元となった電子データの複製物を相手方に交付した上で、INPITの発行する預入証明書のプリントアウトを書証として提出します。相手方は、受領した電子データからハッシュ値を求め、預入証明書に記載されていたハッシュ値と比較することで、保有者の主張(存在時刻及び非改ざんの実事)の正当性を自身で検証することが可能です。もっとも、さらに、相手方がタイムスタンプ自体の信用性を争った場合には、INPITに預け入れたタイムスタンプトークンの複製データを相手方へ交付し、電子署名と公開鍵証明書の正当性を検証することになります。」^(※4)とある。

これにより、タイムスタンプによってより信頼性ある証明が行なわれることが期待される。



「中小企業等に対する営業秘密保護を含めた知的財産のワンストップ支援体制」(特許庁 平成26年10月31日)より抜粋
(※2)

7. Web ページの特定に関するタイムスタンプの活用

(1) 特許庁によるインターネット公知意匠の審査資料化

平成 11 年の法律改正により、特許法第 29 条第 1 項第 3 号に「特許出願前に日本国内又は外国において、・・・電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明」として、インターネット上で公知となった発明についても、新規性がないことが明記された(いわゆるインターネット公知)。

同様に、実用新案法第 3 条 1 項第 3 号においても、「実用新案登録出願前に日本国内又は外国において、・・・電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった考案」、意匠法第 3 条 1 項第 2 号に「意匠登録出願前に日本国内又は外国において、・・・電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠」として、いわゆるインターネット公知が規定された。

これに伴い、新規性喪失の例外(特許法第 30 条、実用新案法準用、意匠法第 4 条)の適用についても、イ

ンターネット公知に該当する発明等に対する新規性喪失の例外適用も可能となった。

審査実務においては、意匠法の分野では、特許庁が製品のカatalogなどをクロウリング(インターネット上で自動的に検索してデータを収集)し、収集した製品のカatalogデータ(例えば、家具のカatalogなど)に対してタイムスタンプを押すことで、公知性の審査資料として利用されている。これは、官公庁である特許庁がインターネット上で収集されたカatalogデータなどを確認し、タイムスタンプを押すことで、公知性の証明がされている実例である。このように官公庁がタイムスタンプを利用することにより、タイムスタンプには事実上公証役場の確定日付と同程度の効果を発揮できるようになる。

(2) Web ページの保全に関するタイムスタンプ利用の問題点

Web ページに記載されていた内容を立証する場合、特に、Web ページに記載されていたことにより、発明の公知性や商標の使用の事実を認定する場合、タイムスタンプでは、データの存在自体は証明することができる。しかし、それが実際に「公知」に該当するように不特定多数の者によって見得ることができるようになっていたか、また需要者に対して商品等の販売の申し出等が行なわれていたのかまでは特定できない。

つまり、Web ページのデータは、単なる HTML データであり、それが実際のサイト上にアップされていたのか、又は単に当該 Web ページがデモサイトのような守秘義務を有する特定の者にしか見える状態ではなかったのかは、タイムスタンプによっては立証できない点に問題がある。

この点、上述のような特許庁で収集された Web ページのデータであれば問題ないが、企業内等で Web ページのデータ等を収集する際には、やはり客観的な証明が必要となる。この点でタイムスタンプによる Web データの証明とその方法が問題となる。

(3) Web ページ等の証拠化に関するタイムスタンプの判例

(3-1) タイムスタンプを利用した Web ページ等の保全に関する判例

Web ページのデータに対してタイムスタンプを押したデータが証拠として採用された判例としては、平成 28 年 8(行ケ)第 10115 号(平成 28 年 11 月 2 日判決)がある。

この事案は、商標の不使用取消審判の審決取消訴訟である。被告である商標権者が、広告照明用の各種照明器具の商品カタログに本件商標を表示し、これを自ら開設したウェブサイトで閲覧及びダウンロードが可能に掲載した行為をもって、本件商標の使用（商標法2条3項8号所定の使用）の事実が認められるかが争われた事案である。また、本件商標の使用が同条3項本文に規定するいわゆる駆け込み使用に該当しないか争点となっている。

この事案では、被告である商標権者は、商標の使用を証明するにあたり、本件カタログを含むデジタル形式の商品カタログ及びメールマガジンのバックナンバーの写しを提出しており、これらには、いずれも平成26年10月8日付けのタイムスタンプが押されていた。

この点原告は、通常、デジタル形式の商品カタログやメールマガジンに関するウェブページにタイムスタンプを押す必要があることは考え難いこと、また、それぞれ別の日に掲載されたカタログとメールマガジンに同じ日付のタイムスタンプが押されており、このような行為は普通では考えられないから、被告は本件審判の請求がされることを認識しており、それに備えてタイムスタンプを使用しており、本件商標の使用行為が、同条3項本文に規定するいわゆる駆け込み使用に該当すると主張している。

この点判決では、「本件カタログ（乙5）は、被告が発行したPDF形式のサイン広告照明カタログであり、表紙に「2014」、「IWASAKI 70th SINCE 1944」との記載が、表紙の次のページに「高品質なサイン広告照明『アイライト®』」との記載が、その次のページに「『アイライト®』シリーズの広告照明」との記載が、最終ページに「創立70周年。」、「このカタログの記載内容は平成26年8月現在のものです。」、「SL12. 14. 9」との記載がある。また、表紙上部には、「2014 / 10 / 08 10 : 16 JST」のタイムスタンプが押されている。」

「ウ 被告のウェブサイトのホームページ中、メールマガジンのバックナンバーのページには、「バックナンバー [2014. 10. 1]」、「2014. 10. 1 VOL. 188」、「新しいサイン広告照明カタログ [SL12. 14. 9]」を刊行いたしました。LED投光器やLEDランプなどのレディオックシリーズをはじめ、高品質なサイン広告照明“アイライト”を多数掲載しています。」との記載が

ある（乙10の1・2。以下「本件メールマガジン」という。）。乙第10号証の2の上部には、「2014 / 10 / 08 17 : 43 JST」のタイムスタンプが押されている。」として証拠を認定している。

そのうえで、「前記(1)の認定事実によれば、被告は、平成26年8月頃、その販売するサイン広告照明に係るLED投光器やHID投光器等の照明器具を掲載し、「高品質なサイン広告照明『アイライト®』」、「『アイライト®』」シリーズの広告照明」などと記載したPDF形式の本件カタログを作成して、これを、平成26年9月18日に、被告のウェブサイトのホームページから閲覧及びダウンロードが可能なものとして掲載した（本件使用行為）。

したがって、被告は、要証期間中の平成26年9月18日に、本件商標を、その指定商品である照明用器具に関する広告を内容とする情報に付して電磁的方法により提供したものであり、これは、商標法2条3項8号所定の行為であるから、同法50条所定の「使用」の事実が認められる。」として商標の使用の事実を認定している。

（3-2） 判決の意義

上記の判決では、タイムスタンプが押されたWebページ及びPDFのカタログによって、商標の使用の事実が認定されており、前述のようなWebページが実際に公表されていたのか、つまり、単に例えば社内のイントラネットに掲載されていたに過ぎないものか否かなどまでは争われていない。おそらく、その内容から当然にインターネットで使用がされていたことが推認されるケースであったことが考えられる。

一方、上記判決では、Webページなどのデジタルデータに対してタイムスタンプを押したものが印刷されて提出されており、これに基づいてWeb上の商標の使用を認定されている。この点では、このような立証方法を認めた判決としての意義があるといえる。もっとも、実務的には、ヘッダー部分にURLが記載された形で、Webページをそのまま印刷したものが証拠として認められており、これよりは電子データそのものである点でより直接的な証拠であるといえる。

また、駆け込み使用について、「(ウ)原告は、本件カタログを含む被告の商品カタログ及び本件メールマガジンに、平成26年10月8日付けのタイムスタンプが押されていることにつき、被告は、本件審判が請求されることを認識しており、それに備えてタイムスタ

ンプを使用したものということができる旨主張する。上記タイムスタンプの使用は、平成26年9月18日の本件使用行為よりも後のことである上、この事実をもって、被告において本件審判が請求されることを認識していたとは、直ちにいうことはできない。たとえば、被告が不使用取消審判を請求される可能性を認識し、それに備えてタイムスタンプを使用していたとしても、同認識は、不使用取消審判請求を受ける一般的、抽象的な可能性の認識にとどまる。」として、商標法第50条3項のいわゆる駆け込み使用には該当しないと認定している。

この点でも、証拠の発生と同時にタイムスタンプを押しておかなくとも、タイムスタンプが押された状況が合理的であれば、証拠として認めた判決として意義があるといえる。

(4) 中国におけるタイムスタンプによる Web ページの立証

(4-1) 中国における電子文書とタイムスタンプの取扱い

中国においては、聯合信任時間戳服務中心 (UniTrust Time Stamp Authority, 以下単に「TSA」という。) がタイムスタンプ局としてタイムスタンプを発行している。

中国においては、電子文書の法的な効力について、中国電子署名法 (2005年4月1日施行) の第4条において「記載内容を有形で表現でき、かつ随時取り出すことのできる電子文書は、法律、法規の基準に適合した書面形式とみなす。」と規定されている。

また、第7条に「電子文書は、それが電子、光学、磁気又は類似の手段で作成され、送信され、受信され又は貯蔵されていることを理由に証拠としての使用を拒否することができない。」と規定されている。これにより電子文書自体の証拠能力が認められている。

またタイムスタンプについては、中国電子署名法第8条に以下のように規定されている「電子文書の証拠としての真実性を審査するときは、次の各号に掲げる要素を考慮しなければならない。

- (1) 電子文書の作成、貯蔵又は伝達方法の信頼性
- (2) 内容の完全性を維持する方法の信頼性
- (3) 送信者を見分ける方法の信頼性
- (4) その他関係ある要素」

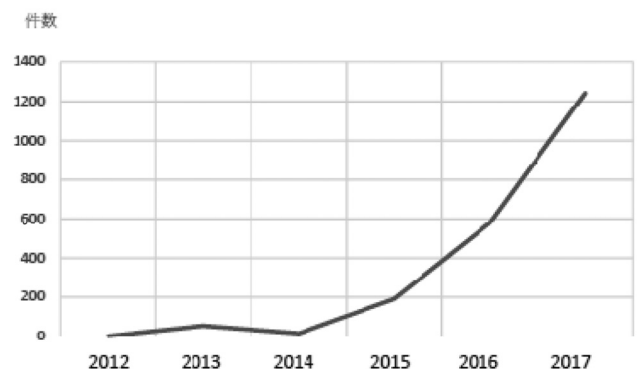
この第8条の要件に照らすと、タイムスタンプは、

①タイムスタンプを押した電子文書の内容完全性を維持、②タイムスタンプを押した時点で当該電子文書の真実存在を保証され、③当該電子文書が遅くともタイムスタンプを押した時点の以前にされたことを証明する機能を発揮できることにより、法律的に有効といえる。

(4-2)

中国におけるタイムスタンプを利用した立証件数の動向について、下記にまとめている。

このグラフは、判決文の中に「时间戳 (タイムスタンプ)」が使われている判決の数を表したものである。



北京ユニンテル特許事務所 調べ

北京ユニンテル特許事務所 調べ

このグラフからも分かるように、2015年を境にタイムスタンプが利用された証拠による判例が多く出されていることが伺える。

(4-3) 中国における最近の判例

上述の判例では、タイムスタンプ自体の真実性が問われる判例は少なく、証拠を取得した端末やネットワークのクリーン性や、途中でデータが改ざんされていないか、その証拠取得の過程の真実性が問われる判例が多く見受けられる。

代表的な判例として、作品のデータネットワーク送信権 (公衆送信権) 侵害に関する判例がある ((2016)京73民終147号)。

この判決では、被上告人である華蓋会社が提出した、タイムスタンプサービスシステムにより確定した電子データ証拠は、ビデオ録画した操作プロセス、コンピュータ及び操作環境のクリーン性の検査等の方式を採用しており、オペレータによる不適切な介入、操作するコンピュータの非クリーン性、ネットワーク環

境の虚偽性等の要素が証拠取得の結果に対して引き起こす影響を最大限排除して、電子データの生成、保存方法の信頼性を保証している。また、暗号技術によって電子データの完全性を効果的に検証し、保証している。したがって、反対の証拠がなければ、その真正性を認定することができる、としてタイムスタンプを押した証拠を認めている。

本事件において、被上告人華蓋会社が提出した権利帰属の証拠は最高人民法院(2014)民提字第57号民事判決において記載されたものと一致しており、また、育路公司是反証を提出しなかったため、効力が生じた先の判決と同じ判断基準により、華蓋公司是イ号図面に対して著作権を主張する権利を有すると認定されている。

8. 考察

日本においては、先使用权ガイドラインによりPDF等を使って対象データにタイムスタンプを押し、このタイムスタンプを押したデータを適切に管理することの重要性が述べられている。

そして、上記の日本における判例から、Webページやメールマガジンといった電子データであっても、そのキャプチャーされた電子データにタイムスタンプが押されることで、Web上での商標の使用を証明できる。これにより、タイムスタンプが、Webページのデータのように更新がされることで変化してしまう内容についても、当時の状態を証明するための証拠として有用であることが明確となっている。

また、上述の日本の判例では、事後的にある一定の

合理的な時点で、それまで存在していたWebページのデータやメールマガジンなどのデータについても、まとめてタイムスタンプを押したものであっても、商標の使用の証拠として認められている。このことから、訴訟になる前の適切な時点で、それまでに収集した証拠をまとめてタイムスタンプを押しておくことで、Webページやメールマガジンなどのデータをまとめて証拠の保全が可能になる。

一方で、中国の判例のように、その証拠を取得する過程でオペレータによる不適切な介入、操作や、端末(コンピュータ)自体がウイルス等に感染している要素がないことを証明しないとその証拠が否定される可能性がある。

これらを考慮すると、Webに関する証拠を国際的な観点で保全をすることを考えた場合には、証拠を取得する過程でのクリーン性も考慮して行なう必要があるといえる。

以上

(参考文献)

- (1) 特許庁 先使用权制度事例集「先使用权制度の円滑な活用に向けて 一戦略的なノウハウ管理のために一(第2版)
- (2) 「中小企業に対する営業秘密保護を含めた知的財産のワンストップ支援体制」(特許庁 平成26年10月31日)
- (3) 「タイムスタンプを活用した電子データの存在・非改ざん証明: 営業秘密侵害に係る民事訴訟を例に」(NBL No.1098 (2017.5.15))
- (4) 「INPITのタイムスタンプ保管サービス」 特許庁総務部企画調査課 足立昌聰(月間IM 2018-3月号)
(原稿受領 2018.7.12)